



平成18年5月19日

各位

東京都新宿区揚場町2番1号
大興電子通信株式会社
代表取締役社長 山本泰久
(コード番号8023 東証第二部)
問合せ先
取締役管理本部長 真下宏明
(TEL03-3266-8111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成18年6月27日開催予定の当社第53回定時株主総会に、付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、次のとおり現行定款について所要の変更を行うとともに必要な規定を新設するものであります。

(1) 新設する内容

電子公告の実施
株券の発行および単元未満株主の権利制限
株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供
取締役会の設置および取締役会の決議の省略
監査役および監査役会の設置
補欠監査役の予選効力期間の伸長
会計監査人の設置および会計監査人の選任、任期、報酬等

(2) 変更する内容

定款上で引用する条文を会社法の相当文に変更
旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更
その他、上記各変更に伴う条数の変更

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

(1) 取締役会決議日	平成18年 5月19日
(2) 株主総会開催日	平成18年 6月27日(予定)
(3) 効力発生日	平成18年 6月27日(予定)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（自己株式の買受け） 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の定めにより取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第6条（自己株式の取得） 当社は、<u>取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>
<p>第7条（<u>1単元の株式数および単元未満株式の不発行</u>） 当社の<u>1単元の株式数は、1,000株とする。</u> 2. 当社は、<u>1単元未満の株式について株券を発行しない。</u></p>	<p>第7条（<u>単元株式数</u>） 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> (8条2項に移項)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第8条（<u>株券の発行</u>） 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>第8条（<u>名義書換代理人</u>） 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> 3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p>	<p>第9条（<u>単元未満株主の権利制限</u>） 当社の<u>単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1)会社法189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3)募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p>
	<p>第10条（<u>株主名簿管理人</u>） 当社は<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> 3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社において取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条（株券の種類） <u>当社の発行する株券の種類は取締役会で定める「株式取扱規程」による。</u></p>	<p>（ 削 除 ）</p>
<p>第10条（株主の届出） <u>株主（実質株主を含む。以下同じ。）、質権者またはその法定代理人は、その氏名、住所および印鑑を名義書換代理人に届出るものとする。ただし、署名の慣習がある外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</u></p> <p>2. <u>外国に居住する株主、質権者またはその法定代理人は日本国内に仮住所または代理人を定めて、これを当社の名義書換代理人に届出るものとする。その変更があった場合も同様とする。</u></p>	<p>（ 削 除 ）</p>
<p>第11条（株式取扱規程） <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、諸届出の受理等株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</u></p>	<p>第11条（株式取扱規程） <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</u></p>
<p>第12条（基準日） <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p>第12条（基準日） <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第13条（招集時期） <u>当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</u></p>	<p>第13条（招集時期） <u>当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 14 条 (招集者および議長) 株主総会は、取締役会の決議にもとづき招集する。</p> <p>2. 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 14 条 (招集権者および議長) (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第 15 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>2. <u>商法第 343 条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>第 16 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>第 16 条 (議決権の代理行使) 株主は、議決権を有する<u>当会社の他の株主</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、代理人は代理権を<u>証する書面</u>を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第 17 条 (議決権の代理行使) 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、代理人は代理権を<u>証明する書面</u>を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 17 条 (株主総会の議事録) 株主総会の議事録には、議事の経過の要領および結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</p>	<p>第 18 条 (株主総会の議事録) 株主総会の議事録には、議事の経過の要領および結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 18 条 (員数) 当社の取締役は 10 名以内を置く。</p> <p>第 19 条 (選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第 20 条 (任期) 取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>第 21 条 (代表取締役) 取締役会長および取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、会長、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選任することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 22 条 (役付取締役) 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>第 23 条 (報酬および退職慰労金) 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p>第 24 条 (取締役会の招集手続き) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (取締役会の設置) <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>第 20 条 (取締役の員数) (現行どおり)</p> <p>第 21 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (代表取締役および役付取締役) <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 24 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 25 条 (取締役会の招集手続き) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第26条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録には議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、決議の日より10年間本店に備え置く。</p> <p>第27条（取締役会規程） 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める「取締役会規程」による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第28条（員数） 当会社の監査役は、3名以上を置く。</p> <p>第29条（選任） 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 監査役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第26条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第27条（取締役会の決議の省略） <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第28条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録には、<u>議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>第29条（取締役会規程） （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条（監査役および監査役会の設置） <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>第31条（監査役の員数） （現行どおり）</p> <p>第32条（監査役の選任） 監査役は、株主総会の<u>決議によって</u>選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条（任期） <u>監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。 （新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第33条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. <u>会社法329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会集結の時を超えることはできない。</u></p>
<p>第31条（常勤監査役） <u>監査役は、その互選により1名以上の常勤の監査役をおかなければならない。</u></p>	<p>第34条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第32条（報酬および退職慰労金） <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p>	<p>第35条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第33条（監査役会の招集手続き） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>	<p>第36条（監査役会の招集手続き） （現行どおり）</p>
<p>第34条（監査役会の決議） <u>監査役会の決議は、法令および「監査役会規程」に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第37条（監査役会の決議） <u>監査役会の決議は、法令および「監査役会規程」に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第35条（監査役会の議事録） <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>2. 監査役会の議事録は、決議の日より10年間本店に備え置く。</p>	<p>第38条（監査役会の議事録） <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p>
<p>第36条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める「監査役会規程」による。</u></p>	<p>第39条（監査役会規程） （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p><u>第 40 条 (会計監査人の設置)</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p><u>第 41 条 (会計監査人の選任)</u> 会計監査人は、株主総会の決議によ って選任する。</p> <p><u>第 42 条 (会計監査人の任期)</u> 会計監査人の任期は、選任後 1 年以 内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会終結の時 までとする。 2. 会計監査人は前項の定時株主総会に おいて別段の決議がされなかったと きは、当該定時株主総会において再 任されたものとみなす。</p> <p><u>第 43 条 (会計監査人の報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役 が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第 37 条 (営業年度)</u> 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日 より翌年 3 月 31 日までとし、各営業 年度の末日を決算期とする。</p> <p><u>第 38 条 (利益配当金)</u> 当社の利益配当金は、毎決算期現 在の最終の株主名簿に記載または記 録された株主または登録質権者に対 し支払う。</p> <p><u>第 39 条 (中間配当)</u> 当社は、取締役会の決議により、 毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記 載または記録された株主または登録 質権者に対し、<u>商法 293 条の 5 に定 める金銭の分配</u> (以下中間配当とい う) を行うことができる。</p> <p><u>第 40 条 (配当金の除斥期間)</u> 利益配当金、中間配当金またはその 他の分配金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないとき は、当社はその支払義務を免れる ものとする。 2. <u>利益配当金、中間配当金およびその 他の分配金には利息を付けない。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 計 算</u></p> <p><u>第 44 条 (事業年度)</u> 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日 より翌年 3 月 31 日までとする。</p> <p><u>第 45 条 (期末配当金)</u> 当社は、株主総会の決議によって 毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記 載または記録された株主または登録 株式質権者に対し<u>金銭による剰余金 の配当</u> (以下「<u>期末配当金</u>」とい う。) を支払う。</p> <p><u>第 46 条 (中間配当金)</u> 当社は、取締役会の決議によっ て、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿 に記載または記録された株主または 登録株式質権者に対し、<u>会社法 454 条第 5 項に定める剰余金の配当</u> (以 下中間配当金という) を<u>する</u>ことが できる。</p> <p><u>第 47 条 (期末配当金等の除斥期間)</u> 期末配当金、中間配当金またはその 他の分配金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないとき は、当社はその支払義務を免れる ものとする。 2. <u>期末配当金、中間配当金およびその 他の分配金には利息を付けない。</u></p>